



ケアマネジャー」の養成講座に取り組んでいます。「制度に振り回されず、制度を知り尽くし、制度を活用し、さらに制度を改革するケアマネジャー」を大阪社保協介護保険対策委員会では「マスターケアマネジャー」と名付け、「たたかうケアマネジャー」の集団づくりをしています。大阪民医連のケアマネジャーも養成講座の講師や受講生として成長しています。テーマにサービス制限とたたかい、必要なサービスを確保していくことを位置づけています。

大阪社保協では3月に大阪府内の事業所に広く呼びかけ、「サービス制限を考えるケアマネ・ヘルパーシンポジウム」を開催。150人が参加し、この間の大阪府との交渉の経過、府内自治体のアンケート調査、ケアマネジャー・ヘルパーから寄せられたサービス制限事例もあわせて報告し、不当なサービス制限とたたかう方向を確認しました。民医連の事業所からも50人が参加し、共同を広げています。6月にはケアマネジャー対象に「給付適正化事業」についての学習会を開催し、地域でサービス制限を許さない取り組みを進めていこうと確認しました。

大阪民医連は独自にヘルパー・ケアマネジャーの研修会を2度行い、生活援助の重要な意義と必要なサービス確保のための意思統一をしています。

#### 4. 国会や大阪府議会で議員が追及

5月20日に参議院厚生労働委員会で、小池晃議員が大阪府の「Q&A集」について委員会で配布し、政府の見解を求めました。介護保険サービスの実施について、各自治体での不適切な指導監査が多く、その例として「Q&A集」を取り上げたのです。質問に対し、阿曾昭厚労省老健局長は「ご指摘のように、法令に定める基準以上の内容を仮にこういう形で指導しておるとすれば問題である」と答え、改善を約束。さらに、舛添厚労大臣は、「介護保険の目的は、介護される人ないしその家族が快適な状況になるということが必要」、「柔軟な発想を持ってやる必要がある」と答弁し、「こういう類のマニュアルについては調査したい」と約束しました。

7月14日には大阪府議会健康福祉常任委員会で黒田まさ子議員が「Q&A集」について質し、担当部長から「不適切なところは修正する」と答弁を引き

出しました。

大阪社保協では国会での質問と答弁を受けて「Q&A集撤回要求」を提出、府議会での質疑も受けて8月8日に交渉を行いました。参加した民医連外のケアマネジャーからも「90歳の一人暮らしの利用者が35度の室温の部屋で暮らしている。物置に冷風機があるのに『Q&A』で『冷暖房機の出し入れは不可』になっているので、ヘルパーは出してくれない。私が出しに行った」「認知症のご夫婦の二人暮らし。気分転換に外出すると、気分も落ち着き穏やかになるのに、『Q&A』でヘルパーがこうした外出介助はできないとされている」など、切実な事例が出されました。大阪府側は、「Q&A」の表現については改める旨を繰り返し表明しました。書き換えは一方的に行うのではなく、案の段階で関係者に提示し、意見を聞くように申入れ、大阪府側も了承しました。

#### 5. 「介護ウエーブ」と結び 大阪府と自治体への要求運動を進める

大阪民医連では毎年独自に大阪府への要望を提出し、介護改善の交渉を行い、昨年からは「不当な介護サービス制限はやめること」を重要課題として取り組んでいます。また、これ以外の要求でも昨年は「事業所更新手数料は取らない」「介護サービス情報の公表手数料の収支の明確化と大幅引き下げ」「デイサービスの生活相談員の資格要件に介護福祉士を拡大」など現場からの要求を実現しています。

来年の介護報酬改定にむけて財務省「財政制度審議会」は試案を提出しました。要介護度2以下の人をすべて介護保険の適用外とする、身体介護サービスを使わず生活援助サービスのみを利用している人を介護保険の適用外とする、利用料を1割から2割にする案など、まさに介護崩壊への道です。

私たちが「医療・介護再生プラン」をかかげ、「介護ウエーブ」の大波をおこし、たたかいで情勢を切り開き、介護保険の改善、公的介護保障と介護人材確保を国に求めていくことがますます重要となっています。そのためにも利用者・介護職員の実態と事例をもとに、改善要求の取り組みをさらに広げ、国に迫っていく大きなたたかいのうねりを、大阪で、地域の共同の力で進めていきたいと思えます。